

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和5年8月24日(2023.8.24)

【公開番号】特開2022-53716(P2022-53716A)  
 【公開日】令和4年4月6日(2022.4.6)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-061  
 【出願番号】特願2020-160502(P2020-160502)  
 【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 1 1 A

A 6 3 F 5/04 6 0 5 B

A 6 3 F 5/04 6 9 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月16日(2023.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

総得点記憶手段は、現在の遊技媒体数を示す総得点が記憶可能であるよう構成されており、

遊技媒体に関するベット処理に応じて、総得点記憶手段に記憶されている総得点が更新可能であるよう構成されており、

遊技媒体に関する付与処理に応じて、総得点記憶手段に記憶されている総得点が更新可能であるよう構成されており、

遊技媒体に関する貸出処理に応じて、総得点記憶手段に記憶されている総得点が更新可能であるよう構成されており、

30

総得点記憶手段に記憶されている総得点が或る値（前記或る値は、所定値以上、かつ上限値未満の値）となった場合は、試験信号としてオーバーフロー信号を出力するための処理が実行可能であるよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、遊技媒体に関する貸出処理が不可である状態とするよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、遊技媒体に関するベット処理が可能である状態とするよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、遊技媒体に関する付与処理が可能である状態とするよう構成されており、

40

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、計数スイッチの操作を促す報知が行われるよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記上限値となっている状況では、遊技の進行が不可（ただし、計数処理は実行可能）であるよう構成されており、

前記上限値と前記所定値との差分の絶対値は、計数処理における最大計数点よりも大きい値であるよう構成されている

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する（カッコ書きで、対応する実施形態の構成を示す。）。

本発明は、

総得点記憶手段（遊技媒体数記憶手段103a）は、現在の遊技媒体数を示す総得点が記憶可能であるよう構成されており、

遊技媒体に関するベット処理に応じて、総得点記憶手段に記憶されている総得点が更新可能であるよう構成されており、

遊技媒体に関する付与処理に応じて、総得点記憶手段に記憶されている総得点が更新可能であるよう構成されており、

遊技媒体に関する貸出処理に応じて、総得点記憶手段に記憶されている総得点が更新可能であるよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が或る値（前記或る値は、所定値以上、かつ上限値未満の値）となった場合は、試験信号としてオーバーフロー信号を出力するための処理が実行可能であるよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、遊技媒体に関する貸出処理が不可である状態とするよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、遊技媒体に関するベット処理が可能である状態とするよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、遊技媒体に関する付与処理が可能である状態とするよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記或る値の場合は、計数スイッチの操作を促す報知が行われるよう構成されており、

総得点記憶手段に記憶されている総得点が前記上限値となっている状況では、遊技の進行が不可（ただし、計数処理は実行可能）であるよう構成されており、

前記上限値と前記所定値との差分の絶対値は、計数処理における最大計数点よりも大きい値であるよう構成されている

遊技機である。

10

20

30

40

50